

平成30年2月22日
北海道自転車競技連盟
理事長 堀江 洋一郎

チーム・アテンダントライセンス運用について

2018年からJCF主催・主管共催のレース帯同するスタッフには、アテンダントライセンス（以下、「アテンダント」）が必要となり。そのためHCFでは、アテンダント保有者を増やすため、講習会を開催し普及に努めているところです。

この普及に努める過渡期においては、アテンダント保有者が必要数を満足しておりません、また、大会運営も未体験であることからアテンダントの運用方法について検討しました。

（チーム・アテンダント）なぜ必要なのか

第98条A（チーム）

2017競技規則集 155P抜粋

3. 地域チームとは、国内連盟の地域等の部門により選抜され、当該連盟のライセンスを交付された、UCI登録チームに所属しない競技者によるチームである。

第98条B（チーム役員（スタッフ）

2017競技規則集 156P抜粋

本規則におけるチームとは、別に定める「チーム登録規程」により定義したチームのことをいう。本連盟のライセンス所持者（チーム・アテンダント登録者）、（公財）日本体育協会自転車競技公認各級コーチ、同公認自転車競技各級指導員はチーム役員の資格を持つとみなされる。

156P 1～7 参照

チーム・アテンダント登録規程（チーム・アテンダント）

2017競技規則集 250P抜粋

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）または本連盟の加盟団体が主催する競技会 または競技別委員会が認める競技会に出場するチームに関与する者は、本連盟競技規則第98条Bにより、（公財）日本体育協会自転車競技公認各級コーチ、同公認自転車競技各級指導員もしくは、このチーム・アテンダント登録規程の定めるところにより本連盟が登録を認めたチーム・アテンダントでなければならない。

上記、内容のため本連盟もJCF主催・共催・主管の競技会を開催しておりますので必要と認めライセンス取得に対し講習会を開催しております。

(チーム・アテンダント) 何名の資格保持者必要なのか

アテンダントライセンス有資格者人口が、どの程度であれば道内開催大会に支障がないかを検討しました、監督・補給員・チームカードライダーと思われる。(ロード・トラック 同様)
(北海道自転車競技選手権大会・北海道道路競走大会・秋季記録会・国体予選及び本大会含む道内地区連盟開催大会等々) レース中に選手へ監督・補給行為・メカニックサポートを行う者をカウントすると各チーム4名位は必要な人数としなければなりません。

(チーム・アテンダント) 資格保持者不足への対応として

1月開催の講習会により、道内で30名程のアテンダントライセンス保持者が出来ましたが、チーム関係者が非常に少数でした。再度、講習会を道内で開催する予定なのでチーム関係者の多数参加を呼び掛けたい。

なお、2018年(期間限定)においては、JCF選手登録者・JCF審判ライセンス保持者のアテンダント担当と認めて普及に努めながら運用したい。

次回講習会開催地及び日程は、後日ホームページに公表します。

(チーム・アテンダント) 開催要項・大会特別規則・記載事項

アテンダント(代用を認めそれを含む)資格が必要であることを大会要項に記載し事前に参加者含め周知して行きホームページ等の掲載も行う

監督・スタッフ・ライダーズミーティング開催の場合

競技者、チーム代表者、補給及び機材対応する者からチームの代表1名は(ライセンス名 保持者)必ず出席すること。また、所定の時間までに競技者・代表・スタッフそれぞれのライセンスコントロールを行う。

監督・スタッフ・ライダーズミーティング開催が無い場合

補給及び機材対応する者(スタッフ登録)は、受付時にライセンスを持ち、氏名・ライセンス番号を名簿登録して行う。

以上

チーム・アテンダント登録規程（チーム・アテンダント）

参照資料1・2017 JCF規則集 250ページ

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）または本連盟の加盟団体が主催する競技会 または競技別委員会が認める競技会に出場するチームに参与する者は、本連盟競技規則第98条Bにより、(公財)日本体育協会自転車競技公認各級 コーチ、同公認自転車競技各級指導員もしくは、このチーム・アテンダント登録規程の定めるところにより本連盟が登録を認めたチーム・アテンダントでなければならない。

（登録申請手続き）

第2条 チーム・アテンダント登録申請者は、申請書に、必要事項を記載し、登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続きを行うものとする。2. 本連盟加盟団体は、前項により登録申請書を受理したときは、集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する。

（登録の有効期間）

第3条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日（1ヵ年以内）までとする。

（チーム・アテンダント資格の付与）

第4条 新たにチーム・アテンダント資格を希望する者は、本連盟または加盟団体主催のチーム・アテンダント講習会を受講し、試験に合格しなければならない。

（登録証の所持）

第5条 競技会に参加するチーム・アテンダントは、本連盟の交付する登録証を所持していなければならない。

（登録の取消）

第6条 チーム・アテンダントが次の各号に該当するときは、その登録を取消す。①登録の取消を申請したとき。②第2条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。③本連盟の競技規則に抵触し、チーム・アテンダントの資格を失ったとき。④登録者規程に抵触したとき。⑤前各号のほか、本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めたとき。

付 則 2013年4月1日制定

第22章 チームおよびチーム役員(スタッフ)

参照資料2・2017 JCF規則集 155ページ

第98条A(チーム)

本規則におけるチームとは、自転車競技参加を目的として競技者と競技者を支援する人員で構成するスポーツ組織である。文脈により「チーム」という語は、ある競技大会に参加するチームの競技者をも示す。

(UCI登録チーム)

1. 下記のチームはUCI登録チームである。これらチームはUCI規定ライセンスの“チーム”の項に表示される:

UCI ワールドチーム: UCI 規則条項 2.15.047 以下参照。

UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム: UCI 規則条項 2.16.001 以下参照。

UCI コンチネンタル・チームおよび UCI 女子チーム: UCI 規則条項 2.17.001 以下参照。

UCI 女子チーム: UCI 規則条項 2.18.001 以下参照

UCI マウンテンバイク・チーム: UCI 規則条項 11.1.1 以下参照

UCIトラック・チーム: UCI 規則条項 3.7.001 以下参照

UCI BMX チーム: UCI 規則条項 6.8.001 以下参照。(ナショナル・チーム)

2. ナショナル・チームとは、国籍のある国の国内連盟により選抜された競技者によるチームである。

(地域チーム)

3. 地域チームとは、国内連盟の地域等の部門により選抜され、当該連盟のライセンスを交付された、UCI登録チームに所属しない競技者によるチームである。

(クラブ・チーム)

4. UCIに登録していないチームはUCI規定ライセンスの“クラブ”の項に表示される。

第98条B(チーム役員(スタッフ))

本規則におけるチームとは、別に定める「チーム登録規程」により定義したチームのことをいう。本連盟のライセンス所持者(チーム・アテンダント登録者)、(公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ、同公認自転車競技各級指導員はチーム役員(スタッフ)の資格を持つとみなされる。

1. 競技において、各チームはチーム代表者により統轄される。

2. チーム代表者は、そのチームの競技者が規則を順守することを保証し、自らがその見本となる。

3. チーム代表者は、競技大会開催に先立つチーム代表者会議に出席する。

4. チーム代表者は、会議における決定事項、チーフ・コミセールの指示事項等を、そのチームに伝達する 責任を負う。
5. チーム代表者は、そのチームの競技者が、要求された時、場所(スタート時の署名、スタートライン、アンチドーピング検査等)に行くことを保証する。
6. チーム代表者は、チーフ・コミセールまたは大会本部の出頭要請に応じなければならない。
7. チーム代表者は、コミセール・パネルに対して競技者を代表することができる。